令和９年度
給与支払報告書の作成と提出にあたっての御案内

＊ 給与支払報告書等は、調布市役所･税務署の窓口で配布いたします。

１ 総括表･給与支払報告書の提出について

令和９年１月１日現在、受給者が居住する市区町村長あてに「総括表」と「給与支払報告書（個人別明細書）」の御提出をお願いいたします。御提出される際は、受給者の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等に記載されている住所を再度御確認ください。

２ 市提出用「総括表」の使用について

令和８年度に特別徴収の実績がある事業所を対象に、12月上旬までに「市提出用総括表」を郵送いたします。一般の総括表を使用せずに、郵送された「市提出用総括表」の使用をお願いいたします。ただし、eLTAXを通して給与支払報告書を提出されている事業所には「市提出用総括表」を郵送しない場合もございます。

３ 給与所得者異動届出書の提出について

「給与支払報告書」を提出した後、退職・転勤等によって特別徴収ができなくなった場合には、すみやかに「給与所得者異動届出書」の御提出をお願いいたします。

また、令和８年度と令和９年度の「給与支払報告書」の送付先市区町村が異なる場合（各年１月１日現在の住所が異なる場合）は、両方の市区町村への提出が必要になりますので、御注意ください。

４ 特別徴収推進について

東京都と都下全区市町村はオール東京で、平成29年度から原則として給与所得のある従業員を有する全ての事業主の方に、特別徴収義務者の指定をし、給与からの住民税の天引をお願いしております。

５ マイナンバーと法人番号について

令和９年度の給与支払報告書も、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）により、法人番号及び個人番号の記載が必要です。給与等の支払を受ける者・控除対象配偶者・扶養親族の個人番号と、給与等の支払をする者の個人番号または法人番号を必ず御記載ください。作成時に、従業員の方に交付された個人番号カード（マイナンバーカード）等、個人番号証明書類にて個人番号の記載に誤りがないか等の御確認をお願いいたします。

給与支払報告書は、令和９年２月１日(月)までに御提出ください

【問合せ先】

▼調布市：市民部　市民税課　市民税係　　電話：042-481-7193～7197

※eLTAXの御利用方法は、以下のホームページ等にて御確認ください。

▼eLTAXホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/
▼eLTAXヘルプデスク　TEL:0570-081459（左の番号でつながらない場合：03-6745-0720）
※受付時間：午前９時～午後５時（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く）